

「損害賠償請求 上告受理申立て事件」の結果等について

1 経過及び結果について

令和元年11月12日、市内小学校で発生した凶工授業中の事故に係る損害賠償請求事件の控訴審判決（大阪高等裁判所 令和5年1月12日判決言渡し）を受け、市は令和5年1月25日付けで上告受理申立てをしていたが、最高裁判所第三小法廷により令和5年8月23日付けで「上告不受理」が決定され、市が敗訴し、控訴審判決が確定した。

2 賠償金の支払いについて

当該控訴審判決で判示された損害賠償金（20,842,906円及び事故発生日からの遅延損害金）の支払いについては、賠償金額に日々遅延損害金が増加されるため、速やかに支払手続を進める必要があることから、予備費を充当し支出することとしている。

なお、当該賠償金については、後日、全国市長会学校災害賠償補償保険により、遅延損害金を含む全額が補填される予定である。

3 再発防止策について

今回の最高裁判所の判断を厳粛に受け止め、今後このような事故を二度と起こさないよう、再発防止に向け、以下の事項について、市内全学校に対し周知徹底する。

- (1) 授業における道具等の使用方法や席の配置等の説明・指導を適切に実施すること。
- (2) 各教職員への適切な個別指導等を実施すること。
- (3) 危機管理マニュアルを十分に把握・活用すること。
- (4) 事故発生時の対応・体制を再確認すること。
- (5) 緊急時等の校内及び教育委員会等関係機関への報告体制を再構築すること。 等

◎大阪高等裁判所 令和4年（ネ）第1432号損害賠償請求控訴事件 判決主文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、20,842,906円及びこれに対する令和元年11月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを5分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 5 本判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。